

実施に関するQ&A

	質問	回答
1	どのような場合に、食品営業類似行為実施計画報告書を提出する必要がありますか。	催事、イベント、バザー（以下催事等）に伴い、その場所で、その時だけ、いわゆる模擬店で食品の製造・加工・調理や販売を行う場合を指します。なお、開催頻度は出店が1年に2回程度、かつその日数が連続して1～3日程度とします。 具体的な例は次のとおり ①町内会や自治体等の住民組織が行う祭り、イベント ②地方公共団体が主催、共催するイベント ③学校等（PTA、保育園、幼稚園等を含む）が行う学校祭、バザー ④福祉団体が自らの施設を利用する関係者に対して行う各種行事 ⑤企業または関連団体が地域住民に対して行う産業祭 ⑥神社、仏閣等が行う縁日祭礼 これ以上の規模になる時は、営業許可が必要になる場合が多いので、催事等の開催場所の所在地を管轄する保健所に相談してください。
2	なぜ、食品営業類似行為等実施計画報告書の提出が必要なのですか。	地域のお祭りなど、営業許可が不要なイベント等について、保健所が催事等の内容を把握し、食中毒予防の観点から必要な助言等を行うために、報告書の提出をお願いしています。
3	開催頻度が低ければ食品営業類似行為ですか。	社会通念上、営業と認められれば食品営業類似行為ではありませんので、営業許可が必要になります。例えば、日頃から催事等に出店し、それを業としている飲食店やキッチンカーが中心となる催事等は営業とみなされますので、食品営業類似行為等実施計画報告書を提出するのではなく、出店者が各々営業許可を取得している必要があります。
4	届出（食品営業類似行為等実施計画報告書）は、いつまでに提出すればよいですか。	催事等の開催1週間前までを目安に余裕をもって催事等の開催地を管轄する保健所に提出してください。提供予定品目や提供方法によっては変更をお願いすることがありますので、対応できる早めの時期に提出するようにしてください。
5	模擬店として届出を提出するか、営業許可が必要となるかはどのように判断したらよいですか。	事業の規模、事業の目的が営利行為であるか、反復継続性及び公共性の有無から営業許可が必要かを判断します。 なお、「反復継続性」とは、該当事業を複数回実施する意思を有して継続的に同種の行為を行う場合を言い、また、「公共性」とは自治体等が主体となり、かつ、開催地域に拠点を持って地域振興や地域活性化を図る場合を指します。
6	営業とは何でしょうか。	出店者がもともと食品事業者でない場合でも、反復継続して不特定多数を対象に食品を提供する行為は食品衛生法で営業とみなされます。
7	食品の提供が主目的のイベント等では必ず営業許可が必要ですか。	原則として、営業許可が必要です。 質問1の回答で述べた要件を満たし、食品の提供（調理行為を伴うもの）が他の事業に付随して行われている場合には、食品営業類似行為の対象となる場合がありますので、催事等の開催地を管轄する保健所にご相談ください。 なお、付随の考え方としては、仮に食品の提供がなくても当該催事等が成り立つ場合は、食品の提供は当該事業に付随していると考えますが、食品の提供そのものがないと事業が成り立たない場合は、食品の提供が当該事業の主たる目的であると考えますので、営業許可が必要になります。

8	食品営業類似行為等実施計画報告書は、誰が提出すればよいですか。	催事等の主催者が、個別の出店者の情報をとりまとめて提出してください。なお主催者は、衛生管理等について全ての責任を持つことになります。
9	食品営業類似行為等実施計画報告書において、「模擬店」の扱いの適用を受ける催事等では、出店者は全て営業許可又は届出が必要と考えられていますか。	出店者が「反復継続的に、業として食品を調理、製造または販売」している場合は営業許可又は届出が必要ですが、それ以外の出店者の営業許可又は届出は不要です。
10	自治体等が主催又は共催するイベントにおいて、営業許可を受けた出店者が営業行為を行なっている中で、同イベントを盛り上げる目的で、地域の住民や団体が一時的に出店する場合も営業許可が必要ですか。	自治会や団体が業とみなされない範囲で出店するブース・出店部分については、主催者が出店内容を取りまとめた上で、食品営業類似行為等実施計画報告書を提出してください。
11	出店料を取るような食の催事等へ出店する場合は、営業許可又は届出が必要ですか。	出店料の有無で判断するのではなく、「反復継続的に、業として食品を調理、製造または販売」する場合は、営業許可又は届出が必要です。そのため出店料が必要であっても、食品営業類似行為の範囲となる催事等もあります。
12	普段は、営業許可を受けて固定店舗で飲食店等の営業を行っている者が、対象となる催事等において出店する場合には、新たに露店営業の許可が必要ですか。	営業許可を取得している事業者が催事等において出店し、露店としての出店行為に反復継続性がない場合は、新たな許可取得は不要です。ただし、複数のイベント等に出店し、露店形態での出店行為が業としてみなされるのであれば、営業許可（露店）が必要となります。
13	物品販売のみの場合（例：個包装の市販品をそのまま販売する場合）でも、食品営業類似行為等実施計画報告書の提出が必要ですか。	包装済みの食品を販売するだけの場合、食品営業類似行為等実施計画報告書の提出は必要ありません。ただし、包装済みであっても生の食肉、生の魚介類を取扱おうとする場合は、事前に保健所にご相談ください。温度管理が必要な食品を取り扱う場合は、冷蔵庫やクーラーボックス等を利用して、販売するまで適切な温度を保ってください。
14	催事等で提供することのできる食品には、どのようなものがありますか。	実施場所は、簡易な設備で十分な洗浄・消毒設備が望めないため、提供できる食品は、原則として調理・加工が簡易なもので、提供直前に加熱してその場で食べることができるものです。食中毒の原因となりやすい食品（ごはんもの、生もの、サンドイッチなど）の調理・加工は避けてください。なお、取扱いの注意点や具体例は、ホームページに記載されています。詳しくは「取扱い品目」を参照してください。
15	催事等で提供された食品を原因として、食中毒を疑う健康被害の発生が確認された場合は、どのようにしたらよいですか。	食中毒を疑う事例が発生した場合は、速やかに最寄りの保健所に連絡してください。また、そのような場合に備えて、主催者が出店者の連絡先や提供メニューについて、事前にリスト化して把握しておく必要があります。
16	許可取得済みのキッチンカーや露店飲食店営業の事業者が催事等に参加する場合も、食品営業類似行為等実施計画報告書の記載が必要ですか。	事業者が当該地での営業許可をお持ちの場合の記載は必須ではありませんが、主催者に提供メニューや連絡先の提示をお願いします。催事等に、露店飲食店営業、自動車飲食店営業の事業者を招く場合は、主催者側で営業許可取得状況の確認をお願いします。
17	食品営業類似行為等実施計画報告書の提出先は、主催者の本部住所を管轄する保健所か、もしくは催事等の実施場所を管轄する保健所のどちらになりますか。	催事等の実施場所を管轄する保健所に提出してください。

18	営業許可のない個人宅などの調理場で、調理・加工して包装したクッキー等食品の販売をすることはできますか。	食品営業類似行為は、実施場所で、その時だけ、食品の製造・加工・調理や販売を行う場合を想定しております。営業許可のない個人宅などの調理場で調理加工された食品の販売は、衛生管理の観点から実施できません。営業許可や届出の手続きが必要となることがありますので、実施したい場合は、管轄する保健所へご相談ください。
19	地元で採れた野菜や果物を調理加工せず、そのまま生産者や生産者団体が模擬店で販売することは可能ですか。	可能です。農業者が自ら生産した農産物を調理加工せず販売する行為は出荷とみなされるため、食品営業類似行為等実施計画報告書の記載は不要です。
20	飲食店営業等の営業許可を取得している店舗で調理・包装されたお弁当やおにぎりを、催事等会場で販売してもよいか。	営業許可を取得している店舗の調理場で催事等当日より調理し、催事等会場では包装をあけることなく、販売のみ行うことは可能です。また、この場合は物品販売となるので、食品営業類似行為等実施計画報告書の記載は不要です。ただし、販売されるまでは冷蔵庫やクーラーボックス等を利用して、適正な温度管理を行う必要があります。
21	お客さんが持ち帰りを希望される場合はどうしたらよいですか。	食中毒予防の観点から、作りたてをその場で食べていただくことが重要です。口頭でのアナウンス、ポップの掲示等により参加者への理解を促すご案内をお願いします。
22	仕込み場所に決まりはありますか。	仕込み行為をする場合は、給排水設備等が整った、清潔で衛生上支障のない施設（各家庭の台所では調理しないでください）で行ってください。